

許可基準Ⅱ：管理計画書
【六甲地域】 ※抜粋

第3．風致・景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」、「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」（以下審査指針という。）及びこれらによらないことができる特定地域における特定行為の確定（別記：P. 25）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取 扱 方 針
1．工作物 (1)建築物	<p>建築物が自然景観を損うことなく、自然にとけこみ、自然公園にふさわしい雰囲気をかもし出すよう、以下に留意する。なお、審査指針の適用の特定地域に認定されているとともに、他法令による制限、自治会と開発業者との協定等のある、奥池地区（これまでに芦有開発株式会社及び東洋不動産株式会社に対し造成が許可された分譲地）における建蔽率等については別記（P. 15）の通り。</p> <p>①高さ</p> <p>行政間の指導の整合性の維持のため、風致地区にあっては、そこで許容される範囲の高さ、即ち10m（建築基準法の算定方法による）以下となるよう指導する。但し、傾斜地においては、地上に露出する部分の建築設備を含む最高部と最低地盤との差を高さとして算定する、審査指針による許容範囲の13mを越えないよう十分に留意する。</p>

② 外観意匠

ア. 基本的な考え方

重厚味のある落ちついた外観意匠とする。

増築及び改築の場合にあつては、既存部分の屋根の意匠及び色彩との調和に配慮する。

イ. 屋根の形態

特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。屋根の勾配は1 / 10以上を原則とするが、極端な急勾配は避けるものとする。

ウ. 屋根の色彩

こげ茶色（着色のための処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色、灰緑色または暗灰色、もしくは自然素材の色（緑青のついた銅板葺、和瓦を含む。）とする。

エ. 壁面の色彩

茶系色等、自然と調和した落ちついた色調とする。

③ 樹木の保存及び修景のための植栽

別記修景緑化指針（P. 63）による。

なお、奥池分譲地、ゆずり葉台分譲地等、分譲地の場合、宅地造成の許可条件により保存緑地とされている部分があるので、かかる緑地が緑地以外の用途に販売される場合には、無用の混乱が生じるおそれがある。従って、関係機関に対し、不動産取引業者に対する指導においてかかる分譲地の許可条件に十分に留意し、また、かかる土地の売買の情報に接した場合には、状況に応じ、購入希望者に対しても正確な情報を与えるよう、注意喚起していく。

(別記)

奥池地区における建蔽率、容積率、高さ、階数、壁面線後退							
工区等	建蔽率	容積率	高さ	階数	壁面線後退		1区画の敷地面積
					車道境界から	隣地境界から	
第1工区	20%以下*	60%以下*	13m以下*	3階以下*	3m以上**	1.5m以上**	—
東洋不動産	20%以下	40%以下	10m以下	2階以下	5m以上	5m以上	1,000㎡以上
第2工区	20%以下*	40%以下*	10m以下	2階以下	3m以上* *	1.5m以上* *	—
第3工区	20%以下*	40%以下*	10m以下	2階以下*	3m以上* *	1.5m以上* *	—
	30%以下*			1階*			
第4工区	20%以下	40%以下	10m以下	2階以下	5m以上	5m以上	1,000㎡以上

- (注) 1. 工区の欄中、第1～4工区は、芦有開発株式会社が造成した分譲地の工区、「東洋不動産」は、東洋不動産株式会社が造成した分譲地。
2. 東洋不動産及び第4工区を除き、建蔽率は、建築基準法にいうもの。
3. 第3工区中、上段は2階建ての場合、下段は平屋建ての場合に適用。
4. 東洋不動産及び第4工区にかかる壁面線後退欄の数値については、建築物の水平投影外周線の後退距離。
5. *は審査指針によらないことができる特定地域における特定行為の認定、**は風致地区における制限によるもの。無印は審査指針によるもの。

行為の種類	取扱方針
(2) 車道	<p>①大規模な改良等への対処</p> <p>路線の付け替えについては、風致、景観への影響が軽減される場合を除き、許可しない。</p> <p>国立公園区域外の南側と北側との連絡を主たる目的とする道路の新築については、土工事がわずかであり、しかも貴重な植生が無い等、国立公園の保護上の影響がごくわずかである場合を除き、国立公園区域は主としてトンネルより通過するものに限る。なお、トンネルの建設自体についても、掘削した土砂の処理及び地下水への影響を最小限とすることを前提とする。</p> <p>②法面等の処理</p> <p>法面は、下記⑤の擁壁を設置することが適当である区間を除き、永続性のある緑化工により緑化することを原則とする（法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の擁壁等を緑化工と併用することは差しつかえない。なお、別記修景緑化指針（P. 63）参照。）。</p> <p>古い法面であって、緑化及び以下⑤の擁壁設置が不可能な場合、極力、モルタル吹付けを避け、落下防止ネット（M29-505 程度）により処理する。</p> <p>③交通安全柵</p> <p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか、または、表面が白色塗装のものを使用する場合、裏面をこげ茶色＊（M30-255 程度）に塗装する。</p> <p>④落石防止柵</p> <p>亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか、または灰色もしくはこげ茶色＊（M30-255 程度）に塗装する。</p>

*財団法人 日本塗料工業会発行 塗料用標準見本色より

<p>(3) 電柱、鉄塔 アンテナ</p>	<p>⑤擁壁 原則として自然石を用いる。合理的理由により自然石を使用できない場合、自然石を模した仕上げとする。但し、他所から望見され難い位置のものについては、本項は適用しない。</p> <p>⑥残土 原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑦跡地整理 車道沿いの工事跡地は、違法な工作物の設置等に利用されやすいので、工事跡地の速やかな整理、修景緑化には特に留意する。(なお、別記修景緑化指針 (P. 63) 参照。)</p> <p>①設置位置 鉄塔については公園地域内を避けるものとするが、公園内に設ける場合はその必要性、位置、規模及び風致上の支障について十分検討を行う。電柱及び鉄塔を伴わないアンテナの新設については、極力主利用地点から望見されない位置を選定するものとする。また、道路沿いに設置する線路は、主要展望方向の反対側とする。</p> <p>②電柱の色彩 コンクリート柱についてはそのままの色またはこげ茶色、鋼管柱・鋼板柱を使用する場合は、亜鉛メッキ仕上げまたはこげ茶色とする。</p> <p>③共架 電力線と電話線が平行する場合は、共架を進める。</p> <p>④広告物 営業広告類は掲出ししないものとする。</p> <p>⑤鉄塔の色彩 ア. 新設の場合は亜鉛メッキ仕上げまたは灰色もしくはこげ茶色とする。航空障害対策については塗色でなく、標識灯の設置によることとする。</p>
---------------------------	---

<p>(4) 砂防、治山 施設</p>	<p>イ. また、航空障害対策用塗色の行われているものを含め、既設鉄塔についても、塗り替え等の機会をとらえ、改善を要請していく。</p> <p>⑥地下埋設</p> <p>主要利用地点周辺での電線の新設は可能な限り地下埋設とし、既存施設の建て替えに当たっては、地下埋設化またはルート変更を指導する。</p> <p>①位置</p> <p>公園利用道線に影響を及ぼす位置への設置は極力避ける。</p> <p>②仕様</p> <p>公園利用者の目につきやすい位置のものにあっては、自然石張りまたはスクリーン堰提、もしくは自然石を模した仕上げとする。</p> <p>③落石防止柵</p> <p>落石防止柵の色彩は、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色とする。</p> <p>④砂防、治山工事等における留意事項</p> <p>六甲地域においては、国、県及び市による砂防、治山及び防災工事が毎年多数行われている。かかる工事の実施場所は、通常、国立公園の風致、景観の維持上重要な溪谷、森林等であって、公園利用者が頻繁に通行する場所であることも多いので、風致、景観の維持及び公園利用者の安全で快適な利用の確保のため、別記「瀬戸内海国立公園六甲地区内砂防、治山、防災工事等における留意事項」(P. 59)の定着のため、事業者の会合の機会を積極的に利用すること等により、関係機関、土木業者等に対する周知に努める。</p>
-------------------------	--

<p>2. 木竹の伐採</p>	<p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日環自企第516号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p>なお、奥池分譲地、ゆずり葉台分譲地等、分譲地の場合、宅地造成の許可条件により保存緑地とされている部分があるので、かかる緑地の樹木が伐採されることのないよう十分留意する。また、かかる保存緑地が緑地以外の用途に販売される場合には、無用の混乱が生じるおそれがあるので、関係機関に対し、不動産取引業者に対する指導においてかかる分譲地の許可条件に十分に留意し、また、かかる土地の売買の情報に接した場合には、状況に応じ、購入希望者に対しても正確な情報を与えるよう、注意喚気していく。</p>
<p>3. 広告物</p>	<p>(1) 野立て広告物の追放</p> <p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、県、市、自治会等と協力して、野立て広告物の追放の徹底をはかる。</p> <p>(2) 営業表示、誘導標識等の取扱い</p> <p>ア. 施設敷地内において、施設名、営業内容等を表示する広告物</p> <p>①表面面積 5㎡以内とする。</p> <p>②高さ 独立して設置する場合、5m以下とする。</p> <p>③色彩 地は茶系色、文字は白色を基調とする。</p> <p>④照明 広告物は照明を当てる場合、点滅を伴うことのない白色系のものとする。</p> <p>イ. 誘導標識・地区案内板</p> <p>①表示面積 施設への誘導標識については案内先1件分につき0.3㎡以下、合計10㎡以内、地区案内板については5㎡以下。</p> <p>②高さ 5m以下とする。</p> <p>③色彩 誘導標識の地色はこげ茶色、文字は白、矢印は赤色。</p> <p>④統合 複数の誘導標識が設置される場合は、極力統合を図る。</p> <p>⑤標識仕様 地区案内図、道標及び施設への誘導標識については別途仕様を定められている歩道等にかかるものを除き別記仕様を標準とする。但し、設置位置の環境、表示内容等により、適宜これを変更して差しつかえない。</p>

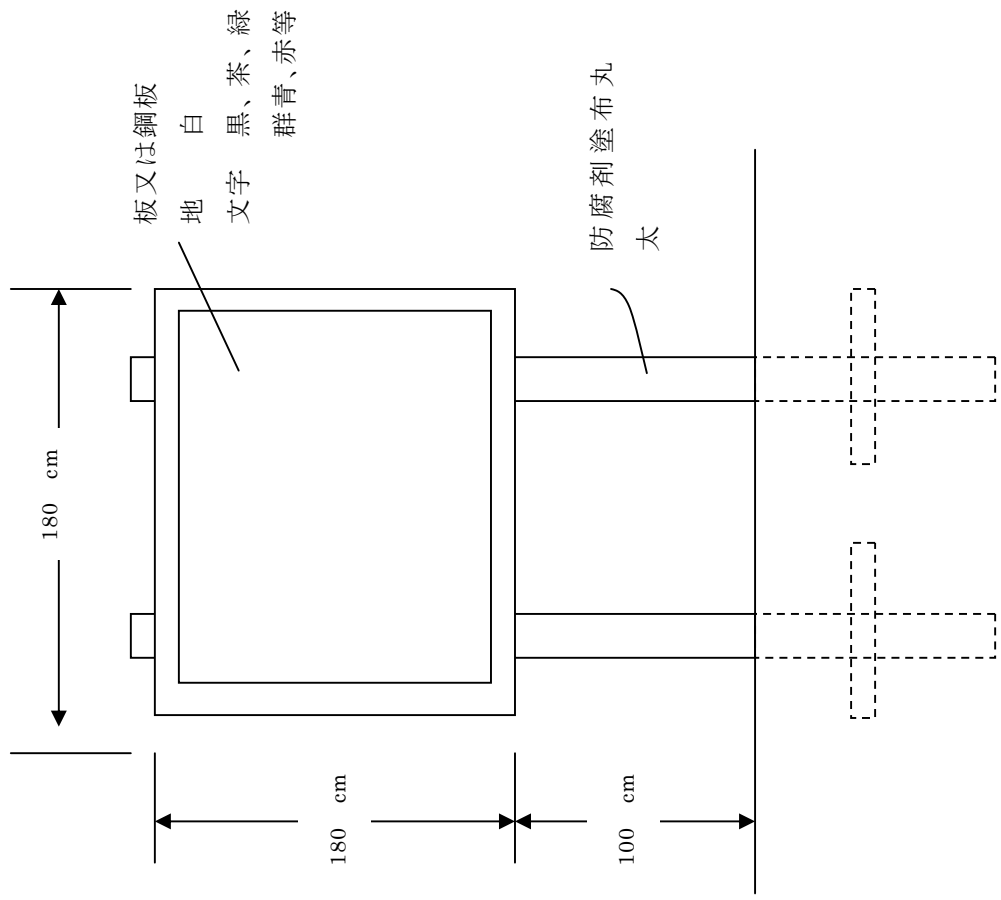
(別記) 瀬戸内海国立公園六甲地域地区 案内板等標準仕様

	表示板の大きさ (縦 cm×横 cm)	表示板下の 地上高 (cm)	色 彩		照 明	主 柱 の 埋 め 込 み の 深 さ (cm)	表 示 板 の 取 付 方 法
			表示板	柱			
案内板	180×180～250	100	白、黒、 緑、赤、 焦茶、群 青等	こげ 茶色	蛍光 灯 1～ 2 基	50～100	ボルト 留めま たは釘 留め
道 標	23×85	60～100	地：焦茶 文字：白 矢印：赤		必 要 に 応 じ 蛍 光 灯 1 ～2 基		
保 養 所 等 へ の 誘 導 標 識	10×70						
事 業 所 等 へ の 誘 導 標 識	18×140						

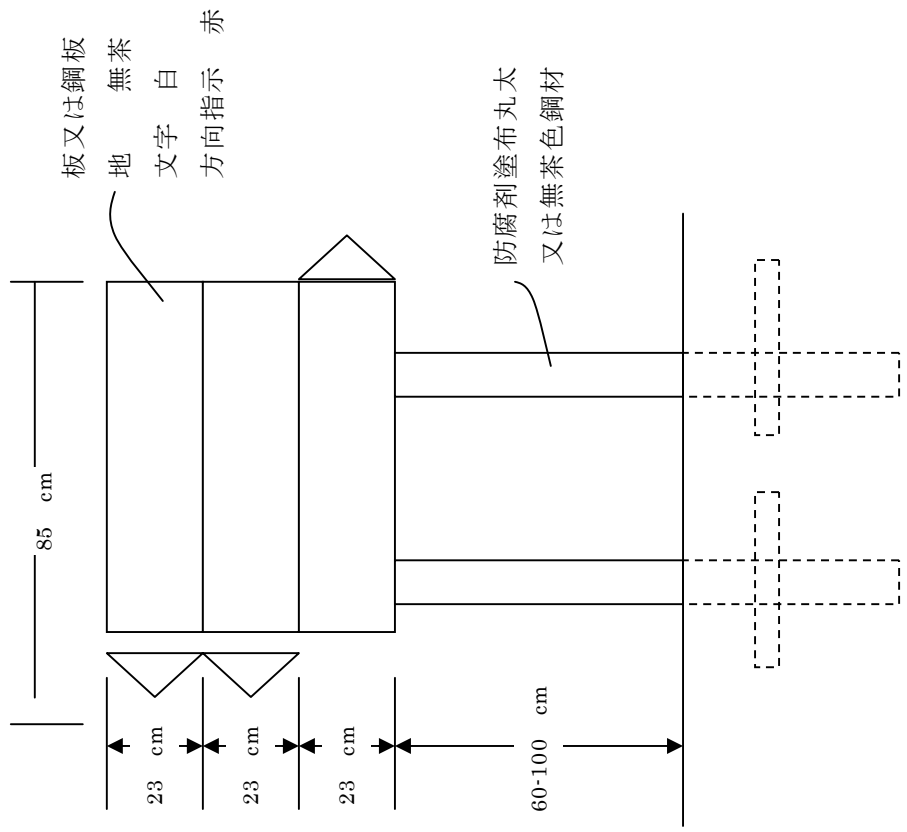
(注) 道標：歩道等に設置し、展望所等の特定の土地、バス乗り場等の公共の場所等の方向等を示す標識。

事業所等への誘導標識：レクリエーション施設、一般宿泊施設等、不特定多数の利用する施設の方向を示す標識。

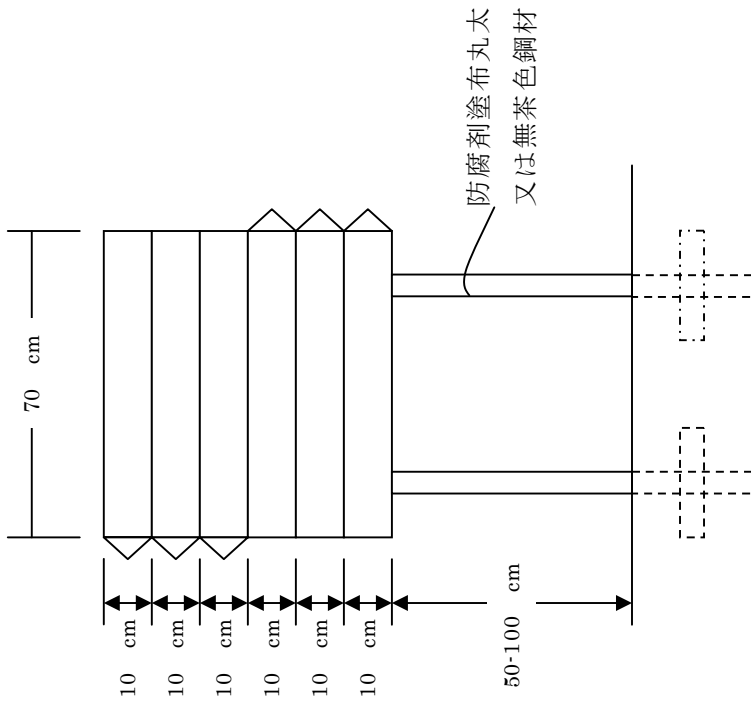
地区案内板



道標



誘導標識



瀬戸内海国立公園六甲地域修景緑化指針

六甲地域は、原植生がそのまま保存されている場所は必ずしも多くはなく、火山事、伐採等により原植生の破壊された土地に砂防植栽等を行い、次第に植生を回復させてきた場所が多い。これに鑑み、国立公園にふさわしく、原植生に近い植生の造成に資するよう、市場での入手可能性を考慮しつつ、以下に留意の上、行為許可、公園事業の執行の指導等を行う。

ア. 支障木の移植

工作物の新築、土地の造成等、各種工事の位置、範囲等の検討に際しては、可能な限り既存樹木を保存するよう留意する。やむを得ず支障木が生じる場合、極力伐採を避け、移植するようにする。

イ. 裸地の緑化

各種工事に伴い、やむを得ず生じた裸地は、土地利用、防災等に支障がない限り、樹木等により緑化する。

ウ. 緑化に使用する草本、低木

急な法面等、樹木による緑化の困難な場所に使用する草本及び低木の種については、ノシバ、ススキ、マルバハギ、タニウツギ、ヤブウツギ等、六甲地域の自然植生の構成種または火入れ、定期的刈り払い等の伝統的土地利用による代償植生の構成種を多く利用する。

エ. 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡他の修景緑化等においては、別記の六甲地域の自然植生構成種を主体にする。

《瀬戸内海国立公園六甲地域の自然植生》

1. ブナースズタケ群落

生育地の斜面 北面に多い

生育地の高度 南斜面 750～850m

北斜面 650～750m

生育地の暖かさの指数 80～94℃

構成種 高木 ブナ、イワブナ、コハウチハカエデ、アカシデ、イタヤカエデ、ミズナラ、アワブキ

亜高木 アセビ、オオカメノキ、シキミ、ベニドウダン、シラキ、スズタケ

低木 タムシバ、ウンゼンツツジ、コアジサイ

2. ウラジロガシ群落

生育地の斜面 北東面に多い。

生育地の高度 南斜面 350～750m

北斜面 250～650m

生育地の暖かさの指数 90℃

構成種 高木 ウラジロガシ、アラカシ、ツクバネガシ、シラカシ、アカガシ、モミ、ツガ、タカノツメ、シロダモ、イロハモミジ

亜高木 ヤブニッケイ、ヤブツバキ、アセビ、クロモジ、シキミ、エゴノキ、ヤマボウシ

低木 ヒイラギ、ヒサカキ、イヌツゲ、アオキ

3. シイカナメモチ群落

生育地の斜面 南及び北東面に多い。

生育地の高度 南斜面 100～350m

北斜面 ～250m

生育地の暖かさの指数 115℃

構成種 高木 シイ、ナナメノキ、リンボク、クロガネモチ、ヤマモモ、アカガシ、ツクバネガシ、モチノキ、カゴノキ、アカラシ、ヒメユズリハ、ヤブツバキ

亜高木 ソヨゴ、タラヨウ、シャシャンボ、カクレミノ、クロバイ、イスノキ、カナメモチ

低木 イヌビワ、イヌセンリョウ

4. アカラシーヒメユズリハ群落

生育地の斜面 南面または北東面に多い。

生育地の高度 南斜面 20～100m

北斜面 —

生育地の暖かさ指数 120～125℃

構成種 高木 ヒメユズリハ、アラカシ、ナナメノキ、カクレミノ、クスノキ、モチノキ

亜高木 ネズミモチ、ヒサカキ、ヤブニッケイ、イヌビワ、カクレミノ、シャシャンボ、カナメモチ

低木 アオキ

5. ウバメガシ群落

生育地 沿岸沿い

6. ハンノキ群落

生育地 河川沿い

7. アカマツーハナゴケ群落

生育地 山頂の岩上